	②再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生ＰＥＴ樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50％以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　「再生ＰＥＴ樹脂」とは、ＰＥＴボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

２　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

４　「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。

５　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

６　「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

７　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

８　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

10　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

11　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が５年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

２　「最小平均持続時間」は、ＪＩＳ　Ｃ　8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。ＪＩＳ　Ｃ　8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 （寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12か月貯蔵後及び使用推奨期限
単１形 (61.5㎜・34.2㎜)	1.5	520分	465分
	600mA（放電電流）	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間